

平成 31(2019)年 4 月 15 日

保護者 様

宇都宮市立宝木中学校長 手塚宏行

携帯電話等の学校への持ち込み禁止と、家庭での取り扱いについて（依頼）

陽春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上の人間関係のトラブルや、不適切なサイトへの接続などが、大きな問題となっております。つきましては、下記をご参照いただき、改めてご家庭において、携帯電話やスマートフォン等を用いたインターネットの使い方について十分に話し合い、被害等の未然防止をご指導くださいますようお願いいたします。

また本校でも、宇都宮市教育委員会の指示のもと、原則携帯電話等の持ち込みを禁止しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 宇都宮市教育委員会は、「全小中学校に携帯電話の使用に関わる問題対策指針」を策定し、
  - ① 小中学生には原則として携帯電話を持たせない。
  - ② 持たせる場合は、保護者の責任で安全・安心に使わせる。という方針を定めました。
- 2 平成 20 年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、その第六条に保護者の責務が記されました。
  - ① 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
  - ② 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。
- 3 平成 27 年には、宇都宮市 PTA 連合会、宇都宮市小中学校長会、宇都宮市青少年育成市民会議、宇都宮市教育委員会の共同で、宇都宮市の全ての家庭が一緒に取り組む「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」が発表されました。その内容は、
  - ・ 保護者は、必要のない限り、子供たちにスマートフォンや携帯電話を持たせません。
  - ・ 持たせる場合は、保護者の責任で以下の 4 つの約束を守らせ、安心安全に使わせます。

【み】 みんな 1 日 1 時間まで！ 【や】 夜間の友達との使用は 9 時まで！ 【っ】 使う前にはフィルタリング！ 【こ】 個人情報をのせません！
--

※ お子様に携帯電話・スマートフォン等を使わせる際には、保護者の皆様にその責務があることを改めてご確認いただき、原則的には携帯電話等を持たせない、やむを得ず持たせる場合には、必ず上記にご留意されますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、本校ホームページ > お知らせ > 携帯・スマホ共同宣言 をご覧ください。